

## 1 選択式

## 基本編

## 労働基準法

[問 1] 次の文中の□の部分を選択肢の中の適当な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 労働基準法で「労働者」とは、□ A □ を問わず、事業に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。
- 2 労働者が、労働基準法第 20 条第 1 項の解雇の予告がされた日から退職の日までの間において、当該 □ B □ について証明書を請求した場合においては、使用者は、遅滞なくこれを交付しなければならない。
- 3 出来高払制で使用する労働者については、労働基準法第 27 条に基づいて、使用者は、□ C □ に応じ一定額の賃金の保障をしなければならない。
- 4 行政官庁は、労働時間の延長の限度等に関する基準に関し、労働基準法第 36 条第 1 項の協定をする使用者及び労働組合又は労働者の過半数を代表する者に対し、□ D □ を行うことができる。
- 5 使用者は、労働基準法及びこれに基づく命令の要旨、□ E □ を、常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、又は備え付けること、書面を交付することその他の厚生労働省令で定める方法によって、労働者に周知させなければならない。

## 選択肢

- |                          |               |               |
|--------------------------|---------------|---------------|
| ① 使用期間，業務の種類，地位，賃金，退職の事由 | ② 勸告          |               |
| ③ 就業規則，労使協定並びに労使委員会の決議   | ④ 業務の種類       |               |
| ⑤ 名称の如何                  | ⑥ 労働時間        | ⑦ 助言，指導及び勧告   |
| ⑧ 法定労働時間                 | ⑨ 事業の種類       | ⑩ 出来高         |
| ⑪ 労働協約，就業規則並びに労働契約       | ⑫ 退職の事由       |               |
| ⑬ 職業の種類                  | ⑭ 所定労働時間      | ⑮ 必要な助言及び指導   |
| ⑯ 労働協約，就業規則並びに労使協定       | ⑰ 是正のための必要な指示 |               |
| ⑱ 解雇予告手当                 | ⑲ 解雇の理由       | ⑳ 就業規則並びに労使協定 |

## 1 択一式

## 基本編

## 労働基準法

[問 1] 労働基準法に定める労働契約等に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 満 18 歳に満たない者が解雇の日から 30 日以内に帰郷する場合、使用者は、必要な旅費を負担しなければならないが、満 18 歳に満たない者がその責めに帰すべき事由に基づいて解雇され、使用者がその事由について所轄労働基準監督署長の認定を受けたときは、当該旅費を負担する必要はない。
- B 労働契約の締結に当たり、労働契約の不履行について損害賠償額を予定することは、あらかじめ定められた損害賠償額を支払う義務を労働者が負うことになり、労働者の退職の自由が拘束される等の弊害があるため、現実に生じた損害について賠償を請求することを含めて、禁止されている。
- C 使用者が、労働契約の締結に当たり、社員寮の供与を労働者に明示しておきながら、就職後これを供与しなかった場合、当該社員寮が単なる福利厚生施設とみなされるときは、当該労働者は、労働基準法第 15 条第 2 項に基づいて、即時に労働契約を解除することはできない。
- D 学校長は、労働契約が未成年者に不利であると認める場合においては、将来に向かってこれを解除することができる。
- E 労働契約締結時に、使用者が明示しなければならない労働条件の絶対的明示事項のうち、「始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を 2 組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項」は、就業規則における絶対的記載事項でもある。

## 1 選択式

## 基本編

## 労働基準法

## 【問 1】

- A : ⑬ 職業の種類 法 9 条 P2  
 B : ⑰ 解雇の理由 法 22 条 2 項 P57  
 C : ⑥ 労働時間 法 27 条 P85  
 D : ⑮ 必要な助言及び指導 法 36 条 4 項 P157  
 E : ③ 就業規則, 労使協定並びに労使委員会の決議 法 106 条 1 項 P225

## コメント

問題文 1 に関し, 労働基準法においては, 「職業の種類」, 「事業の種類」, 「業務の種類」を次のように使い分けている。法 9 条 (労働者の定義) では, 「職業の種類」と用いている。

職業の種類	事業の種類	業務の種類
・法 9 条 (労働者の定義)	・法 41 条 (管理監督者等)	・法 22 条 (退職時の証明) ・法 36 条 (36 協定)

問題文 2 に関し, 解雇の予告がされた日から退職の日までの間において請求できるのは, 「解雇の理由」についての証明書である。「使用期間, 業務の種類, 地位, 賃金, 退職の事由」は, 退職時の証明書に関する事項であり, 退職の時点又は退職後 2 年以内に請求することになる。

問題文 3 に関し, 出来高払制の保障給は, 原則として, 「労働時間」に応じた一定額 = 「時間給」で定めることとされている。したがって, 労働者の実労働時間の長短と関係なく定めるもの, 例えば, 「1 カ月について一定額」を保障するものは, 出来高払制の保障給ではない。

問題文 4 に関し, 「基準」⇔「必要な助言及び指導」の組み合わせにより規定されているのは, 法 14 条 2 項・3 項 (有期労働契約基準) と法 36 条 2 項・4 項 (時間外労働の限度基準) である。

該当規定		行政官庁の行為
法 14 条 2 項・3 項	有期労働契約基準	使用者に対し, 必要な助言及び指導
法 36 条 2 項・4 項	時間外労働の限度基準	使用者及び労働組合又は労働者の過半数を代表する者に対し, <u>必要な助言及び指導</u>

問題文 5 に関し, 労使委員会の決議は, 対象労働者に限らず, すべての労働者に周知しなければならないものとされている。

## 1 択一式 基本編

## 労働基準法

## 【問 1】 正解 C

A (×) 法 64 条 P189。

「30 日以内」を「14 日以内」に置き換えると正しい内容となる。なお、本肢後半の帰郷旅費支給の除外認定については、そのとおり正しい。この認定は、法 20 条に基づく解雇予告の除外認定を受けている場合は、重ねて受ける必要はないものとされている。

B (×) 法 16 条, S.22 発基 17 号 P41。

本肢後半の「現実が生じた損害について賠償を請求すること」については、法 16 条では、禁止していない。なお、本肢前半は、そのとおり正しい。

C (○) 法 15 条 2 項, S. 23 基収 3514 号 P39。

そのとおり正しい。法 15 条 2 項に基づく労働契約の即時解除権が認められるのは、明示された労働条件のうち、同条 1 項に基づいて明示すべき労働条件に限られている。本肢の「社員寮（社宅）」は、当該明示すべき労働条件の範囲に含まれていないため、労働契約の即時解除権を行使することはできない。

D (×) 法 58 条 2 項 P39。

本肢の場合に労働契約を解除することができるのは、「親権者もしくは後見人又は行政官庁（所轄労働基準監督署長）であり、学校長は解除することはできない。

E (×) 法 15 条 1 項, 法 89 条, 則 5 条 P34, 35, 201。

本肢の事項のうち、「所定労働時間を超える労働の有無」は、労働契約締結時の絶対的明示事項であるが、就業規則の絶対的必要記載事項ではない。労働契約締結時の絶対的明示事項と就業規則の絶対的必要記載事項をまとめると次表のとおり。